

令和2年度決算審査特別委員会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和3年9月7日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町役場大会議室
3. 開 会（開 議） 9月7日（火）午前8時57分宣告（第1日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出 席 委 員（14名）

1番	石 橋 京 子	2番	西 田 誠 一
3番	玉 川 真 里	4番	小 田 久美子
5番	富 永 やよい	7番	兼 山 益 大
8番	大 江 康 子	9番	下 岡 憲 国
10番	宗 像 啓 之	11番	久留島 元 生
12番	多 田 雄 一	13番	崎 本 広 美
14番	前 田 勝 男	15番	佐 中 十九昭
議長	桑 原 公 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠 席 委 員（0名）

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 説明のため委員会に出席した者の職氏名

町	長	西 田 祐 三
副 町	長	今 岡 寛 之
教 育	長	佐々木 智 彦
企 画 部	長	鶴 岡 靖 三
総 務 部	長	丹 羽 勤
福 祉 保 健 部	長	森 川 雅 枝
建 設 部	長	久保田 誠 司
教 育 次 長		森 山 真 文
下 水 道 担 当 参 事		龍 岩 広 幸

建設部次長	門前誠司
企画課長	藤原靖
魅力づくり推進課長	脇本健二郎
財政課長	吉本真人
総務課長	中村修介
税務課長	松井良哲
防災課長	宮垣将司
デジタル推進課長	下野武士
町民生活課長	水川綾子
住民課長	近森茂
社会福祉課長	杉本幸穂
こども課長	新藤正敏
長寿保険課長	岩本宏美
保健センター所長	森原知美
上下水道課長	木村生栄
建設部付課長	早稲田誠

(地方公営企業法適用化担当)

会計管理者	中川修治
生涯学習課長	中下義博
学校教育課教育指導監	松本孝司
新庁舎整備室長	山田長秀
収税対策室長	岡田隆弘
税務課主幹	日高博之
防災課主幹	森原宏生
防災課主幹	島田友和
環境センター所長	谷川雅彦
ひまわりプラザ館長	下田由香里
建設課主幹	矢熊健治
学校教育課主幹	小村孝広
学校教育課主幹	立田春美

海 田 公 民 館 長 小 谷 幸 子
海 田 東 公 民 館 長 吉 川 寛
海 田 町 立 図 書 館 長 片 岡 亜由美
建 設 課 係 長 渡 邊 瑛 司

~~~~~〇~~~~~

7. 職務のため委員会に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長      倉 本 勇 登  
主                      査      水 野 啓 太  
主                      任      辻      千 奈 美

~~~~~〇~~~~~

8. 付 託 案 件

認 定 第 1 号 令和2年度決算の認定について

認 定 第 2 号 令和2年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

午前8時57分    開会

○委員長（崎本） ちょっと早いようですが、皆さんおはようございます。本日は大変御苦労様でございます。これより令和2年度決算審査特別委員会を開催いたします。ただいまの出席人数は14名でございます。定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。直ちに本日の会議を開きます。なお、決算審査特別委員会においては、委員及び執行部の皆さんには、適宜上着を脱ぐなど、体調管理に努めるようにしてください。審査に先立ちまして町長からの発言の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（西田） 皆さん、改めましておはようございます。決算審査特別委員会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。皆様方には、大変御多忙中の中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。令和2年度の決算状況につきましては、先般の議会において概要を御説明いたしました。十分に御審議いただき、決算の認定をいただくようよろしくお願いいたします。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（崎本） これより審査に入ります。本委員会に付託されました案件は、認定第1号、令和2年度決算の認定及び認定第2号、令和2年度海田町水道事業会計剰余金の処

分及び決算の認定についてでございます。本委員会の審査の日程は、御手元に配付しておりますとおりでございます。それでは、認定第1号、令和2年度決算の認定を議題といたします。本件については、9月1日の本会議において、町長の概要説明が終わっております。審査の進め方ですが、日程に従い、原則決算書のページごとに進めてまいります。担当課が異なることやページが飛ぶ場合がありますので、適宜、ページをお知らせいたします。また、主要施策の成果に関する説明書についての質問については、決算書の該当部分で行っていただき、その際、説明書のページを示していただきますようお願いいたします。委員の皆様におかれましては、一問一答方式で簡潔にお願いいたします。執行部におかれましては、挙手の際、職名を名乗っていただき、的確かつ簡潔に答弁してください。なお、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言中でございますので、私語は慎んでいただき、円滑な進行に御協力くださいますようお願いいたします。それから町長にちょっとお願いいたしますが、町長は責任者でございますので、執行部が答弁できないときには、町長が速やかに答弁いただきますようお願いいたします。それでは、企画、会計管理室、議会事務局の審査を行います。歳入からでございます。11ページ、12ページをお開きください。2款、地方譲与税から5款までです。ただし、2款は、3項、4項を除きます。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、続きまして、13、14ページ、国有提供施設等所在市町村助成交付金を除く全てです。下段の12款は次のページも含みます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なければ、17、18ページをお願いいたします。上段1目、総務使用料の備考欄の4番と7番のみです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、27、28ページに進みます。前ページからの1目、総務費国庫補助金のうち、備考欄の4番、5番、6番のみです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なければ、33、34ページに進みます。下段の9目、商工費国庫補助金のみです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、35、36ページ、中段の1目、県移譲事務交付金のみ

です。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）なかったら、37、38 ページ、下段の 5 目、土木費負担金のみです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。なかったら、45、46 ページに進みます。上段 1 目、4 節、統計調査費委託金と、下段の 17 款、1 項、財産運用収入です。財産運用収入は、次のページにも含まれます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。47 ページ、48 ページ、18 款、寄附金から全てです。繰越金は次のページも含めます。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）なかったら次に進みます。49、50 ページ、上段 2 項、貸付金元利収入のみです。備考の 4 番を除きます。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。51 ページ、52 ページ、雑入です。備考欄、10、19、23、24 番です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。なかったら、53、54 ページ、雑入の続きです。備考欄、31、32、36、39 番です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。なかったら、55、56 ページ、雑入の続きで、備考欄、43 番と、雑入の 5 節、海田町役場庁舎移転補償金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。なかったら、59、60 ページ、6 目、臨時財政対策債、7 目、総務債、9 目、減収補填債です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）以上で歳入を終わります。続いて歳出をお願いいたします。61、62 ページ、第 1 款、議会費全てと、第 2 款、総務費の 1 目、一般管理費は、備考欄 9 番と次のページ 10 番です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）なかったら、63 ページ、64 ページ、3 目、文書広報費から全てです。富永君。

○委員（富永）広報事業、説明書の 83 ページですけれども、カタログポケット、これ採用して使われてて、とてもいいアプリだと思うんですけれども、これを使ってるっていうことを私全然知らなくて、多分、町長コラムに書いてあったりという、宣伝がちょっとされてなかったような気がしたんですけれども、その辺の、皆さんへのお知らせというのはどのようにされたんでしょうか。

○委員長（崎本）企画課長。

○企画課長（藤原）カタログポケットにつきましては、広報誌でお知らせをしたりとかしております。あとホームページのほうの広報誌のページでもカタログポケットのほうの紹介をさせていただいております。

○委員長（崎本）富永君。

○委員（富永）紙媒体離れとかそういったことに対応して、とても素晴らしいと思うんですけれども、もっといろんな方、主婦の方とかでもやっぱりアプリはぱっと開けるので、もっともっといろんな方にお知らせしたらいいなと思うんですけれども。あと、これ、広報だけじゃなくて、今回認知症チェックとかも入ってたと思うんですけれども、今年度は、そういった防災に関することとかもこの中に入れようっていうお考えはなかったんでしょうか。ハザードマップとかそういったものもこの中に入れとけば、紙媒体がなくても出先でも、ハザードマップのチェックができたりとかできると思うんですけれども、そういったお考えはなかったんでしょうか。

○委員長（崎本）企画部長。

○企画部長（鶴岡）令和 2 年度、まずは広報誌として導入をいたしましたけれども、今後、ほかの部門にも、広げることを検討してまいりたいと考えております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。多田君。

○委員（多田）広報事業の中でフェイスブック、インスタ、ライン、それぞれ登録者数が書いてあったんですけど、まだ始めたばかりかも分かりませんが、ちょっと人数が少ないですね。やっぱりこれ、フェイスブックにしても、インスタにしても、発信の度合いによって、やっぱり、フォロワー数が増えてくると思うんで、もっとこう発信していただきたいと思うんですが、いかがですかね。

○委員長（崎本）企画課長。

○企画課長（藤原）SNSにつきましては、それぞれの媒体の特色を生かした発信をさせていただいております。この主要施策の成果の 85 ページにフォロワー数等を掲載させていただいておりますが、例えばラインにつきましては、昨年 12 月から開始させていただきまして、3 月では 853 人の登録者となっておりますが、この 8 月末におきましては、2,929 人まで増えております。今後もこういった媒体の特色を生かしながら発信のほうを強化させていただければと思います。

○委員長（崎本）決算ですのでね、これをしてほしいとかは、予算じゃありませんので、そこのほう、ちょっとよろしく願いいたします。ありませんか。兼山君。

○委員（兼山）特別定額給付金給付事務事業ですが、この分は 79 ページ、これの説明では、申請書を受理した給付決定者に給付を行いましたというあれですが、申請した人と受理した人イコール、いわゆる 100 パーセントだったと考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（崎本）財政課長。

○財政課長（吉本）申請と受理数は 100 パーセントでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。小田君。

○委員（小田）広報事業についてでございますが、説明書 85 ページに、フェイスブック、インスタグラム、ラインとありますが、利用登録が一番多いのがツイッターなんですけれども、ツイッターについては、お考えなかったのでしょうか。

○委員長（崎本）企画課長。

○企画課長（藤原）ツイッターについても、効果等について検証しておるところでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、65、66 ページ、5 目、財産管理費から全てです。はい、佐中君。

○委員（佐中）庁舎の移転問題で、ヒ素の問題。これは 88 にありますけれども、非常にこの、十何年かかってできなかった問題をやるということで、無理やり、急いでやった。その結果によって、非常に持ち出しが多くなってきたわけですがけれども、その問題について、町長は、あったのは仕方がないよというような、こういう、どういふん、気持ちというように、私、受け止めるんです。私も予算を認めなければ庁舎ができないから、それは認めてきたんですけれども、ヒ素の問題は、やっぱり大きな問題で、選挙の前に

アンケートをとったら、この問題は大きな問題で、町長そのものが、そういう、一丁目一番地で、庁舎の問題を今までやってきたのに、その対応について、まずいところは全く隠して、それを前面に出しながらやっていく、決算上にいろいろ大きな問題が出てきて、しかも、その問題で、問責決議も含めてね、あったわけですがけれども、それに対する考え方というか、無駄な金を使ったそういう要因になっておるわけですが、それについてはどう考えるのかお尋ねします。

○委員長（崎本） 企画部長。

○企画部長（鶴岡） 新庁舎整備におきましては、想定外のこともございまして、いろいろと苦慮いたしましたけれども、結果的には、議員の皆様方の高度な政治的な判断により、事業を進めることができたこと、大変感謝をしております。こうして、新庁舎整備着手できましたので、事業実施の中で、御指摘のヒ素対策についても、確実に取り組んでまいります。こういったことを町民の皆様にお知らせしながら、安心して使っていただける新庁舎のほう、整備してまいりたいと考えております。

○委員長（崎本） はい、佐中君。

○委員（佐中） おっしゃることも私の態度も、早く実現をさせる。ここでトラブルが起きたりしたらまた延びるということでね、目をつむって協力をしてきたんですが、決算に当たっては、やっぱり厳しい目、町民の目線で見れば、何でそれができなかったか、非常に悔やむところです。その辺についてね、やっぱり、反省もしてもらわなきゃいかんし、これからも、節約するところは節約をして、これを教訓にね、やっぱりやらなきゃいけないけれども、町長、一言もないんですよ、それが。議会の中では、多少あったかもしれませんが、公式には全くそれはありません。新聞記事には、いろいろコメントは出しておりますけれども、町民の中には、ものすごいいうたら、あれですが、議会やる度に庁舎の予算がどんどん膨れ上がってきて、結果的にはまたそれに追加をしてくる。非常にこの決算について、私、疑問に思う一つなんです、その辺はどうなのか、お尋ねします。

○委員長（崎本） 町長。

○町長（西田） この庁舎に関してはですね、議会の皆様にはですね、丁寧に説明してきた中ではあります、その中で御理解できないところが多々あったと思います。特に、急遽こういった形のヒ素の問題も、急遽出てきましたので、そういったところはですね、想定外のところがございました。そういったところをしっかりとですね、皆様に反省の意を

表明しながらですね、今、進めてきているところです。特にこの庁舎を実現することが大きな目的ですので、そこに目指してですね、議員の皆様にご理解をいただくというのが大前提でありますし、それが全て住民の方々一人ひとりにですね、サービスが反映できる大きなものだというふうに私は確信しておりますし、それを実現するために皆様の御理解をお願いしているところでございます。今後ともいろんな点はあるかと思いますが、御指摘をしっかりとですね、受け止めながら、丁寧に説明し、実現に向けてまい進していきたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。73、74 ページに進みます。第5項、統計調査費と、6項、監査委員費です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、95、96 ページに進みます。中段の5款、労働費のみです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、97、98 ページ、中段の7款、商工費です。次のページも含みます。富永君。

○委員（富永）海田町の魅力づくり推進事業、説明書の277 ページですが、こちらの補助金交付事業者が3件書かれてるんですけども、ここ以外の申請はなかったんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）この3件でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、105、106 ページに進みます。下段の5目、国土調査費のみです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、125、126 ページに進みます。12款、公債費と、13款、予備費です。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、質疑なしと認めます。以上で歳出を終わります。その他、企画部、

会計管理室、議会事務局の一般会計で質疑漏れ等があれば発言を許します。兼山君。

○委員（兼山）66 ページで、こっちの青いほうは、91 ページの魅力PR事業で、デザインを商標登録をしたということなんですけど、やっぱりしないといけなかったのかっていう理由と、このヒマ太君が東京の港区のキャラクターとうり二つなので、それで商標登録しないといけなかったのかな、何かそういう理由があったのかどうか。なければいいんですけど、商標登録した、しなければならなかった理由を教えてください。

○委員長（崎本）はい、魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）はい。まず1点目の東京都の類似のためにしたというところではございません。あくまでも町のキャラクターが他に悪意を持って商品販売をしたり、勝手にヒマ太君をほかの人が商標登録をして、海田町で使うことを妨げられたり、そういったことを防ぐために、今回、町のほうで商標の登録をさせていただいたものでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、玉川君。

○委員（玉川）先ほどの追加なんですけども、商標登録するのに手続等にかなり審査と時間かかるんですけど、もう完全に終了して登録されている状態で、間違いないでしょうか。

○委員長（崎本）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）審査が終わりまして商標登録証のほうを発行していただいている状態でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で企画部、会計管理室、議会事務局の一般会計の審査を終わります。ここで執行部の入替えがございますので、暫時休憩をいたします。再開は、入替え後直ちに行います。

~~~~~○~~~~~

午前9時21分 休憩

午前9時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）はい、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。続いて、総務部の審

査を行います。この際、財政課長より発言の申出がございますのでこれを許します。はい、財政課長。

○財政課長（吉本） この度は、大変申し訳ございませんが、主要施策の成果に関する説明書において修正箇所がございました。資料に誤りがあったことについて、深くお詫びするとともに、正誤表及び差替え原稿により、資料の訂正をさせていただければと存じます。修正内容について、御手元に配付の正誤表により説明をさせていただきます。修正箇所は、主要施策の 337 ページ、水防事業のうち、③防災情報共有・伝達体制強化事業の表内の 1 行目、災害対策本部用マルチモニターシステムの実施額について、本来正しくは、決算額の 289 万 2,000 円と記載すべきものを誤って予算額の 553 万 8,000 円と記載しておりました。またこの修正に伴い、合計の決算額の欄を 614 万 7,000 円から 350 万 1,000 円に改めるものでございます。今後このようなミスがないよう、再発防止を図るとともに、改めて身を引き締めて、執務にあたるよう臨んでまいります。この度は、大変申し訳ございませんでした。

○委員長（崎本） はい。議会資料については、過去にも何度も言っておりますが、提出前に十分に確認されるよう、重ねてお願いいたします。質疑は一問一答方式で進めてまいります。執行部におかれましては、挙手の際に職名を名乗っていただき、的確かつ簡潔に答弁してください。また、上着を脱いでいただいて構いませんので、適宜体調管理に努めてください。それでは審査を行います。歳入からでございます。9、10 ページの、1 款、町税全てです。次のページ、上段 4 項、町たばこ税までです。質疑ありませんか。下岡君。

○委員（下岡） 説明書の 6 ページ、町税の主な増減の内訳ということで、増額、新型コロナの感染に係る徴収猶予の特例による収入未済額の増があると、マイナス要因ですけれども、これが、どれだけ、固定資産税の 1 年猶予だと思うんだけど、何件で、どれだけの金額か。もう一つは、新築家屋の増加、これが何件で幾らあったのか、お尋ねします。

○委員長（崎本） はい、収税対策室長。

○収税対策室長（岡田） 徴収猶予につきましては、固定資産税につきましては件数が 33 件、それから固定資産税、猶予額、猶予して次年度に繰り越した額なんです、4,986 万 5,000 円ということになっております。

○委員長（崎本） ほかにございませんか。税務課長。

○税務課長（松井）新築住宅の増につきましては、125 棟、評価額で 17 億 1,376 万 8,000 円が、評価額で増となっております。

○委員長（崎本）下岡君。

○委員（下岡）評価額ではなくて、金額。1.4 パーセントじゃろうけど、税額。

○委員長（崎本）税務課長。

○税務課長（松井）失礼いたしました。2,399 万 2,752 円になります。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。久留島君。

○委員（久留島）固定資産税のことについてお尋ねします。個人名義の土地で、公衆用道路になってるんですが、これは固定資産で取ってますか、取ってませんか。

○委員長（崎本）税務課長。

○税務課長（松井）はい。公衆用道路については固定資産税は取っておりません。

○委員長（崎本）久留島君。

○委員（久留島）固定資産税取られとるって町民から言ってくるんですが、それはどのようになってるんですかね。返納されますか。

○委員長（崎本）税務課長。

○税務課長（松井）私道については課税をさせていただいております。

○委員長（崎本）ちょっと順序あるんじやが、順序によって、答弁してください。

○税務課長（松井）公衆用道路の私の道路につきましては課税をさせていただいております。

○委員長（崎本）ほいじゃけん、公衆用道路は取ってません。ね、私道は取ってます。ちょっと答弁をきちっとしてください。ほいじゃけん、ちょっとしてください。税務課長。

○税務課長（松井）はい。公衆用道路については課税をしておりません。私道については課税をさせていただいております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。久留島君。

○委員（久留島）じゃあ、それは公衆用道路か、それとも、私道かというのは、謄本に出てるんですか。

○委員長（崎本）はい、税務課主幹。

○税務課主幹（日高）国からの通達の中にありまして、個人が所有する道路の中で、公道から他の公道へ抜ける道路については公衆用道路として課税しない。それ以外については、私道として課税するようになっております。

○委員長（崎本）はい、ほかに。久留島君。

○委員（久留島）土地の名義人は、公衆用道路になってるって言ってるんですよね。で、どこにそういうような公衆用道路になっとるんかどうかわからないんですが、その場合に、公衆用道路だったら、それ、個人的に使用できませんわね。ちょっとそこんところ。

○委員長（崎本）答弁できませんか。税務課長。

○税務課長（松井）公衆用道路でありまして私道でありまして、道路として使用はされておられますので、そういった形になっております。

（「答弁、全く違うよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、久留島君。

○委員（久留島）これね、あの、公衆用道路として使用しているんだったら、町にね、買い取ってくれ言うんですよ。自分で使えないから。それはどうなんですか。課税は今してあるそうです。

○委員長（崎本）答弁できませんか。はい、税務課長。

○税務課長（松井）はい。久留島委員の今おっしゃられた買取りっていうことになると、ちょっと税務課のほうでは分かりかねますので、申し訳ありません。

○委員長（崎本）はい。宗像君。

○委員（宗像）公衆用道路というのは何。表面が道路の状態であれば公衆用道路と登記できるわけでしょう。それ、分かかって答弁してるの。だから公衆用道路だから、課税されてないケースは、課税されてないということはないんだよ。登記上は公衆用道路であっても、道路認定を受けとるか町道として使ってるかどうか、それで税金がかかるか、かからんか決まるわけでしょう。だから逆に言うたら、登記されてない公衆用道路もあるわけですよね。町道と使いながら。その辺について、きちっと分かるように課税側がしっかりと説明しなきゃ。

○委員長（崎本）はい。税務課主幹。

○税務課主幹（日高）先ほど登記地目のお話がありましたが、固定資産税の課税は、現況地目によっております。登記地目が公衆用道路であっても、固定資産税の現況地目が公衆用道路であれば非課税となり、固定資産税の現況地目が私道の場合は課税になります。また、宅地の一部が公衆用道路として使用されている場合、その宅地の一部を現況地目公衆用道路として非課税にしております。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）関連してお尋ねしますが、J Rの線路の土地の取扱いについて、固定資産税の対象になってるのかどうか。株式になったから、そこら辺は、今の話の続きの中で、公的な道路として認めておるのか。それとも、営業が加味されておるので、線路の部分について固定資産税の対象になっておるのかどうか、お尋ねします。

○委員長（崎本）税務課長。

○税務課長（松井）はい。線路部分につきましては課税をさせていただいております。ただ、踏切の部分、道路部分については非課税になっております。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）続いてですね、町民税、町税について、不納欠損額がありますが、その隣に収入未済額があるわけですね。その中に、今から5月31日までが出納閉鎖なんで、不納欠損が含まれる可能性があるんですが、それはどういう扱いになっとるのかお尋ねします。

○委員長（崎本）収税対策室長。

○収税対策室長（岡田）収入未済額には、不納欠損は入っておりませんので、御理解ください。

○委員長（崎本）佐中君。

○委員（佐中）だからですよ。収入未済額は、今から入ってくるお金のことを意味しとるんでしょう。それで、支払いができない。そういう問題が出てくる可能性が大だと思ってるんですよ。そうすると、不納欠損にかかわってくる可能性があるんで、それはどうなんかとお尋ねをしておるんです。

○委員長（崎本）収税対策室長。

○収税対策室長（岡田）はい。確かに収入未済額状態で、その年度に収納できなくて繰越しされたりするわけですが、そうやって収入未済額が次年度に繰り越した場合に、回収できずに不納欠損に、将来になっていく可能性はあります。

○委員長（崎本）佐中君。

○委員（佐中）それは、本会議でも言ったんですが、時効の問題が出てきたり、料と税の扱いの問題が出てきたりして、非常に複雑な面があって、手を抜くと、不納欠損につながってくるということをね、頭にあるわけですが、それにつながっていきませんかというね、意味、分かります。それ、答えていただきたい。

○委員長（崎本）収税対策室長。

○収税対策室長（岡田）はい。確かに不納欠損につながってくる可能性がありますので、そこは不納欠損を極力避けるように、今の、例えば、滞納額につきましては、財産調査をしたり、それに基づいて、滞納処分できる場合は滞納処分するなりして、極力解消に努めるようにやっていくように考えております。

○委員長（崎本）佐中君。

○委員（佐中）固定資産税で、不納欠損、あるいは収入未済額につながったところもありますが、動産なら分かるけれども、固定資産は、それなりの財産があるわけで、私としては、考えられられないというように考えるんですが、そこら辺は、徴収は確実にできるんかどうか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい。収税対策室長。

○収税対策室長（岡田）確かに固定資産税の滞納につきましては、不動産等が存在してる場合が多ございます。それで不動産につきまして、滞納処分できるかどうかいうことがあるんですが、もともと競売等がかかって不動産自体がない場合がありますが、不動産がある場合につきまして、税に先行しまして、金融機関の抵当権等が設定されている場合は、税よりそちらのほうが優先されますので、差押えをしたとしても、解消する見込みがないケースもございまして、そういった場合が、不納欠損いうふうな処理につながってまいります。

○委員長（崎本）はい、ほかに。はい、前田君。

○委員（前田）ちょっと今の意味がよう分からんのじゃけども、この数字だけでいくと、この固定資産の不納が、中身も分からんから聞くんじゃけどの、これで不納が 600 万出とるよ、中ほどにの、ほいで、現年分で約 2 億 6,500 万、現年度まず、おかしい、何か数字が出とるというのが、まず、訳分からん。それと、今もう一回、説明してほしいんだが、固定資産税で不納欠損というのは、差押さえで何が優先される言うたんかいの。租税というんか、というのが一番で優先されるんじゃないんかいの。ちょっとその辺のことを含めて説明願いたい。

○委員長（崎本）はい。収税対策室長。

○収税対策室長（岡田）今の固定資産税の不納欠損額 600 万円ですね。前年度に比べて、多くなっているという御質疑だと思うんですが、令和 2 年度、確かに固定資産税の不納欠損額が前年度に比べて約 277 万円多くなっております。こちらにつきましては、特定の個人に対しての滞納額が多かった部分が、それが不納欠損につながったということで、

令和２年度に関しては、ちょっと、固定資産税が多くなっておる現状です。それから、２点目につきましては、今の、先ほども佐中委員に対して答弁させていただいたんですが、確かに、地方税法等におきまして、税とかいうのは、最優先にされる債権にはなってくるんですが、地方税法等でも規定されてはいるんですが、今の税に先行してと言いましたけれども、具体的には税のほうの、いわゆる納期限ですね、納期限より前に、金融機関等で、例えば住宅ローンとかがある場合に、金融機関が抵当権を設定する場合がございますが、納期限より前に抵当権が設定されている場合は、今の税に優先して、こちらの金融機関の抵当権の債権のほうが優先されるという決まりになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（崎本）はい、ほかに。前田君。

○委員（前田）今のね、抵当権は、不動産は買うときには、買う時点で抵当権設定するよの。その時点じゃ課税されとらんのよの。持ち主がおらんわけやから。買うて契約して初めて、１月１日でもって、課税対象いうんか、なるわけよの。その間に、３年５年経って、あれして、一応、どういうんか、固定資産税の未納ということで、差押えをするじゃないか。そのときに、要するに、買うときは、売価でいわゆる抵当権を設定するじゃろう思うけども、売る時には、確かに言われるような買うたときの値段にはならんかも分からん。特に競売なんかだとね、ぐっと安い、それもう分かっとうろ。でもその中に経費として、どういうんか、公課というんか租税というのかは、優先されるはずなんよの。ほいで今の、これ、特に増えとるいうのは、どういうこと。二百何十万増えとるとかいう説明があったけども、どうもその辺の説明、増えとるいうだけであって、これこれで増えるいうのは、よう分からんのよ、その説明がの。先ほども言ったように、現年で２億５,０００万も６,０００万もある。ほいで不納が６００万もある。ちょっとその辺、もうちょっと詳しく、こういふことで発生するんだというのを、その辺を説明してほしいうて言うとするんよ。その辺が、わしがちょっと理解できとらんのよ。

○委員長（崎本）はい、分かりますか。はい、収税対策室長。

○収税対策室長（岡田）先ほど御説明しましたが、２名の方におきまして、滞納額が大きい部分が発生しておるんですが、そこら辺につきましては、個別の、どこまで詳しい中身、御説明できるかはちょっと分かりませんが、例えば２名の方がいらっしゃるんですが、今の、どう言いますか、リーマンショック等において、事業がうまくいかず、税金を支払うことが困難になったとかいう状況の中で、こちらで財産調査等をしまして、

財産はあるんだけど、今、申し上げたように、回収する見込みがない場合は、ちょっと差し押さえることが不可能いうふうに判断しまして、そういったことで回収不可能ということで、いわゆる滞納処分の執行を停止するという判断をして、それで滞納処分の執行停止、平成 29 年度に行ってるんですが、滞納処分の執行停止することになりましたら、3 年が経過しますと、納税義務が自動的に地方税法上消滅することになっておりますので、そうやって消滅した部分なんですけど、2 名の方におきまして、2 人合わせて約 555 万円、ほとんど不納欠損額の大部分を占めているんですが、そういったちょっと特異的な事情の方が 2 名おられたということで、不納欠損額がちょっと増加したということでございます。

○委員長（崎本）はい、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、11 ページ、12 ページ、中段の 3 項、特別とん譲与税です。質疑があれば許します。はい、佐中君。

○委員（佐中）地方譲与税の中に地方揮発油譲与税というのがあるんですね。法律が変わって前のことしか私、記憶にないんですが、今の海田発電所ができて、石油ガス税とか、あるいは石炭税というのが昔あったんですが、これの税の取得というんか課税というんか、これは今、どこの部類でどうなってるのか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（崎本）すいません、3 項だけですが、それは企画ですのでね。もう、すいません、終わってますが、企画で。審議はもう終わってますよ。はい、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、13、14 ページの中段の 9 款、国有提供施設等所在市町村助成交付金のみです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、17、18 ページの 1 目の総務使用料です。備考の 4 番と 7 番を除きます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、21、22 ページをお願いします。1 目の総務手数料と 2 目の衛生手数料です。総務手数料は 1 節、町税督促手数料と、4 節、事務手数料のみです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、25、26 ページ。下段の 2 項、1 目、総務費国庫補助金の備考欄、1 番のみです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、33、34 ページの中段、8 目、消防費国庫補助金と、下段 3 項、1 目の 1 節、総務管理費委託金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、37、38 ページ、下段の 1 目、総務費補助金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、41、42 ページ、3 目、1 節、保健衛生費補助金の備考欄 4 番と、2 節、清掃費補助金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、43、44 ページ、中段 7 目、消防費補助金と、3 項、1 目、総務費委託金は、1 節と 3 節です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、45、46 ページ、中段 3 目、衛生費委託金のみです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、49、50 ページ、1 項、1 目、延滞金と、3 項、雑入です。そのうち、2 目、雑入は、備考欄 1、2、6、7、8 番です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、51、52 ページ、雑入の続きで、備考欄、11 番から 13 番、15 番から 17 番と 20、21 番です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、53、54 ページ、雑入の続きで、備考欄、26 番、33 番、34 番です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、55、56 ページ、雑入の続きで、備考欄、45 番から 48 番です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、57、58 ページ、3 目、消防債です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、以上で歳入を終わります。続きまして、歳出をお願いいたします。  
61 ページ、62 ページ、総務費の 1 目、一般管理費です。次のページも含みます。ただし、備考欄、9 番、10 番を除きます。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、63、64 ページ、2 目、人事管理費です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、65、66 ページ、前ページからの財政管理費の備考欄、8 番です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、67、68 ページ、9 目、電算管理費からです。全てです。12 目、諸費は、次のページも含みます。宗像君。

○委員（宗像）防犯対策費のところで、町内の防犯灯、今、LED 化進めてると思うんですが、どの程度 LED 化されとるんですか。防犯灯整備管理事業。

○委員長（崎本）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）はい、現在、町内の町が管理している防犯灯のうち LED 化しておりますのは、36.2 パーセントでございます。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、69、70 ページ、2 項、徴税費までです。全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、71、72 ページ、4 項、選挙費、全てです。次のページも含みます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、89、90 ページに進みます。中段、2 目、環境衛生費のうち備考欄、1 番から 3 番と、3 目、公害対策費です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。なかったら、93、94 ページ、前ページからの予防費の備考欄、20 番のみです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。なかったら 95、96 ページ、上段 1 目、清掃総務費から、3 目、し尿処理費までです。はい、小田君。

○委員（小田）決算書 96 ページ、備考欄 6 番、食品ロス削減対策事業についてでございますが、説明書の 260 ページに、この対策として、10 月の食品ロス削減推進月間に合わせ、庁舎に懸垂幕を掲げ、それから、ティッシュを配ったとありますけれども、これ以外に何かされたことはないのでしょうか。

○委員長（崎本）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）いろいろ対策等はあるんですが、このコロナ禍の折、ちょっとこれ以外のことはできておりません。

○委員長（崎本）はい。ほかにありませんか。佐中君。

○委員（佐中）し尿処理のことについてお尋ねしますが、下水道がかなり普及して、現在、下水道に接続しなければならないのではあるけれども、それをしてないところ、それで、し尿処理が該当するわけですが、何件ぐらいあるのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。資料には、261 ページに、いろいろこの内訳が書いてあるんですけれども、実際、かなりの金額は負担をされておるんですが、中には、し尿処理、まだ、くみ取り方式でやってるのがかなりあるというように考えるんですが、どのぐらいあるかお尋ねします。

○委員長（崎本）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）し尿人口としましては、約 640 人ぐらいとなっております。

○委員長（崎本）佐中君。

○委員（佐中）640 人で 2,229 万円支出があるんですが、これ、かなりのコストが高いというように思うんですね。処理業者も大変な状況で、過渡期であるから、そうなんかもしれませんが、そこら辺の判断はどう見るのか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、町民生活課長。

○町民生活課長（水川）申し訳ありません。今のし尿人口が約 640 ですので、浄化槽人口が 1150 名ほどおります。年々ですね、下水道接続しておりますので、実際の負担金につきましても、し尿については安芸郡 4 町と広島市で按分して負担しておりますが、そ

の負担割合も減っている状況でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、大江君。

○委員（大江）不法投棄防止事業ですけれども、258 ページ、ここに不法投棄の多発している地区のごみステーション等へダミーカメラや移動式監視カメラを設置するっていう、この移動式監視カメラの設置の移動っていうのは、どの期間を置いて移動いうふうに設置されているのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）ごみ収集日の前日の夕方から翌日の 9 時から 10 時までの間、設置しております。

○委員長（崎本）ほかに、大江君。

○委員（大江）それでは、それは決まったところ、順繰り、あの町内を、この移動式カメラで、ここでは、多発してるとありますけども、正直言って私らのところまだ一度も移動が来たことがないんですけども、多発はしてるんですが、それはどのように多発してるというのは、調査、どのようにされてます。

○委員（崎本）はい、環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）過去に持去り情報があったところ及び自治会等の要望があったところに設置しております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、107、108 ページに進みます。下段の 9 款、消防費です。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なければ、109、110 ページ、前から続きの消防費、全てです。富永君。

○委員（富永）防災備蓄事業ですけれども、説明書の 343 ページ、備蓄品として液体ミルクとあるんですけども、こちら、液体ミルクに合わせて、哺乳瓶とかそういったものも一緒に購入されているのでしょうか。

○委員長（崎本）防災課長。

○防災課長（宮垣）ちょっと最後のほうが聴き取りづらかったんでもう一度お願いできますか。

○委員長（崎本）はい、富永君。

○委員（富永）説明書に、液体ミルクの備蓄があるんですけども、それに合わせて哺乳瓶の備蓄も備えられているのでしょうか。

○委員長（崎本）防災課長。

○防災課長（宮垣）ございます。

○委員長（崎本）はい、富永君。

○委員（富永）それは瓶とかプラスチックのもので、今、使い捨てとかあるんですけども、そういったものをそろえられているのでしょうか。

○委員長（崎本）防災課長。

○防災課長（宮垣）使い捨てのほう、ちょっと確認してないんですけど、瓶のほうは私のほうが確認しております。

○委員長（崎本）富永君。

○委員（富永）やっぱ新生児とか6か月ぐらいまでは、やっぱり消毒をしないといけないんですけども、大災害とかがある場合には、やはり消毒とか難しいと思うので、そういった使い捨てみたいなものも今自治体に揃えられているので、そういったものも一緒に考えるべきではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（崎本）防災課長。

○防災課長（宮垣）今後考えてまいりたいと思います。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。大江君。

○委員（大江）その、今の質問に付け加えですけども、瓶だけではなくて、乳児っていうのは月齢に応じて、吸い口が穴が違ってくるんですよね。だから、それもある程度、正直言いますと、ちっちゃい子に大きな穴だったらぐっぐっ言いますから、そういう哺乳瓶の口の部分もやはり。

○委員長（崎本）これ、決算ですからね。

○委員（大江）あ、ごめんなさい。そろえてますか。

○委員長（崎本）防災課長。

○防災課長（宮垣）多様な吸い口ですか、ちょっと確認しておりませんので、今後もそのあたりも含めて検討してまいりたいと思います。

○委員長（崎本）宗像君。

○委員（宗像）消火栓管理事業、ページ数が335ページ。これ新設、修繕を行いましたと

なっておりますが、新設、何箇所ぐらい新設されて現在、トータルで何箇所消火栓を整備されてますか。

○委員長（崎本）防災課長。

○防災課長（宮垣）トータルではちょっと分からないんですけど、この度の新設は4か所行っております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）以上で歳出を終わります。その他、総務部の一般会計で質疑漏れ等があれば発言を許します。前田君。

○委員（前田）さっき言おうか思ったけども、循環バスのところでね、非常に人気が悪いということで、これをね、後刻でいいんじゃないけども、委員長お願いでの、これ、月別データ、Aコース、Bコース、こんだけの利用がある。今までの1コースのときは、毎月、何名、2コースになって、Aコースが何名、Bコース何名、データで出してくれるか。以上。

○委員長（崎本）すいません。データで出せますか。町民生活課長。

○町民生活課長（水川）はい、データで提出は可能です。

○委員長（崎本）ほんじゃ、後でお願いいたします。ちょっとごめんなさい。データで出す請求を、賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（崎本）ほんじゃ、よろしくをお願いいたします。はい、佐中君。

○委員（佐中）先ほどの石油ガス、石炭の税について、尋ねてもええんかね。でも、税の問題やから、出で来るでしょ。

○委員長（崎本）企画でもう終わりましたので、すいませんが。

○委員（佐中）質疑なし。でも、税務課がおるでしょうが。税の問題で。4月1日から運転したんよね。じゃけども、その前から搬入しとるわけじゃ。その税がどうなっとるのかいうのを尋ねてみたい。

○委員長（崎本）あのね、もう終わってますのでね、担当者もおりませんので、すいませんが。はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。以上で総務部の一般会計の審

査を終わります。ここで執行部の入替えがございますので、暫時休憩をいたします。再開は10時20分。

~~~~~○~~~~~

午前10時10分 休憩

午前10時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）はい、皆さんそろいましたので、ちょっと定刻より早いようですが、委員会を再開いたします。続いて、福祉保健部の審査を行います。質疑は一問一答方式で進めてまいります。執行部におかれましては、挙手の際に職名を名乗っていただき、的確かつ簡潔に答弁してください。また、上着等は脱いでいただいて結構でございます。体調管理には努めてください。それでは、審査を行います。歳入からでございます。15、16 ページ、13 款、1 項、1 目、民生費負担金と、2 目、衛生費負担金です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。それでは、17、18 ページ、中段の2 目、民生使用料と、3 目、保健施設使用料です。質疑あれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、21、22 ページ、中段の1 目、総務手数料のうち2 節と3 節及び4 節の備考欄1 番です。はい。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、次行きます。23、24 ページ、中段1 目、民生費国庫負担金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、25、26 ページ、前のページからの民生費国庫負担金と、2 目、衛生費国庫負担金と、下段1 目、総務費国庫補助金は、備考欄1 番と次のページの2 番3 番までです。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、質疑なしと認めます。27、28 ページ、2 目、民生費国庫補助金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。続きまして、29、30 ページ、全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、31、32 ページ、上段の 3 目、衛生費国庫補助金まで全てです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。なかったら、35、36 ページです。中段の 1 目、県移譲事務交付金を除く全てです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。なしと認め、続きまして、37、38 ページ、前のページの民生費負担金から中段の 3 目、衛生費負担金までです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、39、40 ページ、2 目、民生費補助金です。次のページも含みます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、41、42 ページ、3 目、衛生費補助金の 1 節、保健衛生費補助金です。ただし、備考欄 4 番を除きます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、43、44 ページ、下段の 1 目、総務費委託金のうち、2 節、住民基本台帳費委託金のみです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、45、46 ページの上段 2 目、民生費委託金のみです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、47、48 ページ、上段 2 項、1 目、物品売払収入のみです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。なしと認めます。続きまして、49、50 ページ、2 項、1 目、貸付金元利収入の備考欄 4 番と、2 目、雑入のうちの備考欄 3 番から 5 番と 7 番です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、51、52 ページ、雑入の続きで、備

考欄 10 番と 22 番です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、53、54 ページ、雑入の続きで、備考欄 27 番から 30 番と 40 番です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、55、56 ページ、雑入の続きで備考欄 41 番、42 番と 44 番です。同じく、雑入の 3 節、福祉医療費返納金と、22 款、町債、1 目の民生債です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、質疑なしと認めます。以上で歳入を終わります。続きまして、歳出をお願いいたします。69、70 ページ、下段の 3 項、1 目、戸籍住民基本台帳費です。次のページも含みます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、73、74 ページ、下段の民生費、1 目、社会福祉総務費です。次のページも含みます。質疑があれば許します。はい、富永君。

○委員（富永）75、76 ページの生活困窮者自立支援給付事業、説明書の 127、128 ですが、この 128 ページに、海田町くらしの安心・サポートセンター運営事業があるんですけども、こちらの相談件数が、これ、コロナの影響ではない相談件数っていうのは何件あったんでしょうか。

○委員長（崎本）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）コロナ以外の相談件数でございますけれども、延べ件数で 675 件になります。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。はい、兼山君。

○委員（兼山）76 ページの下から 2 番目は、生きがい対策事業、大丈夫ですね。説明書は 141 ページ。この 140 ページと 141 ページを見ると、人数が書いてあるんですが、高齢者の居場所づくり事業だけは、人数ではなしに、自治会の件数を書いているんですけど、この評価は、地域での見守り支援を図りましたっていうことなんですけど、実際にこれは、活動したのを確認した上で、これを認めてるわけなんじゃないかな。実際に数字が出てないっていうのは、申請の段階で許可して、これを実施したっていうだけの評価で書いて

ることなんでしょうか。どっちでしょう。

○委員長（崎本）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）実際に現場に出向いての確認ではなく、書面の確認になっております。

○委員長（崎本）はい、兼山君。

○委員（兼山）今後、もしかすると、書面だけで出して、それを実施した、要するに、お金を、これを認めたってということで、実施してなかったら、どういうことになってくるんでしょうかね。確認しておられますかね。

○委員長（崎本）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）実際に実施していないということになった場合には返還ということになります。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。はい、大江君。

○委員（大江）男女共同参画のところで、すいません。131 かな。ここで男女共同参画で紙芝居を配布されたということですが、何箇所どこに配布されたんでしょう。

○委員長（崎本）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）紙芝居の配布先でございますが、町内の幼稚園、保育所 11 施設と、小学校 4 校でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。77、78 ページ。はい、佐中君。

○委員（佐中）シルバーのことについてお尋ねしますが、令和 2 年の 12 月 1 日に決議、あるいは意見書、全会一致で可決をしたんですが、それに対する支援、これまでよりどのくらい向上させてきたのか。あるいは、コロナの問題で非常に経営が、というんか、事業が悪化しておるわけですから、それに対する意見書も決議も、意見書は国に上げたんですが、決議は町長宛にしたわけですね、これの改善はどうなってるのかお尋ねします。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）シルバー人材センターのほうから要望いただきまして、いろいろ、予算要求の段階で、実際にすり合わせをさせていただいて、必要があればというところでございますが、令和 2 年度については、この決算額というふうになっております。ま

た昨年度、コロナもありまして、町内の施設の開館状況も、ちょっと時間の短縮等ございましたが、現状におきましては、同様な時間でお仕事はしていただいとてるところです。ただ全般的なところで、仕事の不足、減っているというところにつきましても、また、シルバー人材センターのほうとしっかりと協議をさせていただいて、取組について意見交換をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）いいですか。はい、ほかにございませんか。はい、大江君。

○委員（大江）すいません。143 ページの高齢者の福祉計画のところ、町内の高齢者にアンケートを実施し、高齢者のニーズって書いてますが、これは、無作為なんですか、それとも自治会等をお願いして、アンケートを取ったんでしょうか。しかもアンケートの数はどのくらいでしょうか。

○委員長（崎本）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）介護予防日常生活圏域のニーズ調査でございますが、無作為で 300 人、それから、在宅介護実態調査につきましても、無作為で 195 名にアンケートを取っております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら終了いたします。79、80 ページ。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら 81、82 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、83、84 ページ、全てです。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はいじゃ、85、86 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、87、88 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。89、90 ページ。3 款、民生費は、4 項、1 目、災害救助費のうち備考欄 1 番を除きます。4 款、衛生費は、2 目、環境衛生費の備考欄 1 番から 3 番と、3 目、公害対策費を除く、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、91、92 ページ、全てです。小田君。

○委員（小田）予防接種事業について、説明書の 232 ページ、子宮頸がんワクチンについてですけれども、どのくらいの方に受診勧奨されたのでしょうか。

○委員長（崎本）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）はい。こちらにつきましては、高 3 生を対象に受診勧奨しております。

○委員長（崎本）はい、小田君。

○委員（小田）では、それ以外の方には、受診勧奨されてないということよろしいでしょうか。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）昨年度はそうでしたが、今年度も同じように、新規の高 1 の方に受診勧奨を行っております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、93、94 ページの全てです。ただし、前ページからの予防費のうち、備考欄 20 番を除きます。質疑があれば許します。富永君。

○委員（富永）出産育児教育事業、説明書の 247、248。248 の、こんにちは赤ちゃん訪問事業ですけれども、こちら、産んですぐのお母さん方、保健師さんが来られて、私もね、来ていただいて安心したんですけれども、褒めていただいたりとかってという言葉で、安心材料になったんですけれども、この中に、必要に応じてサービスの紹介や関係機関との連携を図り育児不安軽減に向けた支援とありますけれども、こちら何名が関係機関との連携を図れたのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）1 割程度、約 30 名程度は、そういう病院との連携に努めております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。富永君。

○委員（富永）かいた版ネウボラ事業、説明書の 250 ページですけれども、この母子健康手帳アプリ、私もこれ登録してるんですけど、登録者の方に使い勝手がどんなものかとかってというのは聞いたりとかはされてないのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（下田）教室などで、アプリの使用の使いやすさ等をお伺いしております。

○委員長（崎本）はい、富永君。

○委員（富永）その反応っていうのはどのようなものなのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（下田）教室の案内等をしていただいて参加ができて良かったというような声をお伺いしております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。はい、小田君。

○委員（小田）出産育児教育事業についてですが、説明書の 247 ページ、すくすく赤ちゃん事業の出席者数でございますが、残りの 24 人に対してはどのようにされたのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらのほうにつきましては、電話での聞き取りや訪問、それから、来所での相談というふうにしております。

○委員長（崎本）小田君。

○委員（小田）結果 100 パーセントになったと考えてよろしいでしょうか。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）そのとおりでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、兼山君。

○委員（兼山）上から四つ目の、海田町感染拡大防止医療機関応援事業、238 ページですが、町独自の取組で、医療機関へ応援をしたってということなんですけど、43 件、病院 26 で歯医者が 17 件ですが、医療機関というのは、薬局も入るんですけど、その海田町独自の取組で、医療機関っていうところの枠で、薬局が入らなかった理由は何でしょう。

○委員長（崎本）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）昨年度、感染拡大を受けまして、本町独自で医療機関への支援の決定を、執行部のほうで、新型コロナの対策本部会議のほうで協議をいたしまして、いろいろな意見も出ましたが、医科それから歯科というところに対応させていただきました。確かに薬局というところもございますが、直接、医療の処置をされるというところで、この医科と歯科に決定したものでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、大江君。

○委員（大江）242 ページ、243 ページなんですけど、1 歳 6 か月児健診対象者 342 人で、受診者 322 人、3 歳児が 356 人対象者で 341 人、いずれも、これ全部 100 パーセントになっ  
てなくて、残りの健診を受けてない子どもたちは、ここ、電話、訪問等で受診勧奨  
となっておりますが、この 1 歳半、3 歳というのは、障がいがあるかどうか、結構、3 歳児  
なんかは見極める年齢なので、これらのことを考えると、これ以外の勧奨は行ってない  
んでしょうか。電話訪問等でってなってますけども、実際にその子たちを全員健診させ  
るっていうことはしてませんか。

○委員長（崎本）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）実際聴き取りによって、もし発達等に不安があるお子さんが  
おられれば、発達の支援の教室にお誘いしておりますので、そういう面から、全員、受  
診はされてませんが保健師が聴き取りを行っております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。以上で歳出を終わります。その他、福祉保健部  
の一般会計で質疑漏れ等があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で、福祉保健部の一  
般会計審査を終わります。ここで執行部の入替えがございます。入替え後直ちに行いま  
す。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 43 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）休憩前に引き続き会議を再開いたします。続いて、国民健康保険特別会  
計に入ります。歳入からです。145、146 の全てでございます。質疑があれば許します。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、147、148 ページ、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、149、150 ページです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、151、152。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。続いて、歳出をお願いいたします。153、154 ページ、全てでございます。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、155、156 ページ、全てでございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、157、158 ページ、全てでございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、159 ページ、160 ページ、全てでございます。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。161、162、全てでございます。質疑がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。以上で歳出を終わります。その他、国民健康保険特別会計全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で、国民健康保険特別会計の審査を終わります。続いて、介護保険特別会計に入ります。保険事業勘定歳入です。168、169 の全てでございます。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら 170、171 ページ、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、172、173、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、174、175、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、176、177、全てです。質疑がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、続いて、歳出に移ります。178、179、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら 180、181、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、182、183、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、184、185 ページ、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら 186、187 ページ、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、以上で歳出を終わります。続いて、介護サービス事業勘定、歳入からです。195、196 ページ、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）続いて、歳出をお願いいたします。197、198、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）以上で、歳出を終わります。その他、介護保険特別会計全体で、質疑漏れ等があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で介護保険特別会計の審査を終わります。続いて、後期高齢者医療特別会計に入ります。歳入からです。204 ページ、205 ページ、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、206、207 ページ、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、続いて歳出に入ります。208 ページ、209 ページ、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。ありませんね。はい。以上で歳出を終わります。その他、後期高齢者医療特別会計全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で、後期高齢者医療特別会計の審査を終わります。ここで、入替えがありますので、暫時休憩をいたします。再開は 11 時。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 50 分 休憩

午前 10 時 57 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長(崎本) 全員そろわれたようなので、いいですか、始めて。休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。それでは建設部の審査を行います。質疑は一問一答方式で進めてまいります。執行部におかれましては、挙手の際職名を名乗っていただき、的確かつ簡潔に答弁してください。また、語尾がちょっと聴き取りにくいというあれがありますので、最後までしっかり答弁してください。はい。上着は脱いでいただいて結構です。体調管理には十分気を付けてください。それでは、審査を行います。歳入からお願いいたします。11 ページ、12 ページ、中段の第 4 項、森林環境譲与税のみです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) なかったら、15、16 ページの下段の 3 目、土木費負担金のみです。質疑があれば許します。はい、多田君。

○委員(多田) 下から 2 番目になるのかね、あれ、橋りょう修繕事業の広島市の負担金なんですけど、これ、どこですかね、窪町のあそこかな、場所、お願いします。

○委員長(崎本) 建設課主幹。

○建設課主幹(矢熊) こちらの橋りょう修繕費広島市負担金は、お見込みのとおり、花都川に架かっている窪町のダイアパレスの近くにある港橋を撤去したことによる広島市の負担金です。

○委員長(崎本) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) はい。なしと認めます。17、18 ページ、前のページからの 5 目、農林水産業費負担金と、1 目、総務使用料のうち備考欄 2 番と、下段の 4 目、農園使用料です。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）なかったら、19、20 ページ、前のページからの 5 目、土木使用料のみです。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。なかったら、21、22 ページ、下段の 3 目、農林水産手数料のみです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。なかったら、23、24 ページ、前のページからの 4 目、土木手数料だけです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。なかったら、25、26 ページ、下段の 3 目、災害復旧費国庫負担金のみです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なかったら、31、32 ページに進みます。中段の 4 目、農林水産費国庫補助金から全てです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。37、38 ページに進みます。中段、4 目、土木費交付金のみです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、41、42 ページ、下段の 4 目、農林水産業費補助金のみです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。43、44 ページ、中段の 6 目、土木費補助金のみです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）なしと認めます。続きまして、45、46 ページ、中段の 4 目、土木費委託金のみです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、51、52 ページに進みます。雑入のうち備考欄 14 番だけです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) はい。なしと認め、続けます。53、54 ページ、雑入の続きで、備考欄 35 番です。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) はい。なかったら、次行きます。57、58 ページ、前のページからの 2 目、土木債だけです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) はい、なしと認め、続けていきます。59、60 ページ、5 目、災害復旧事業債と、8 目、農林水産業債です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) はい。以上で歳入を終わります。続いて、歳出を行います。89、90 ページに進みます。上段 4 項、1 目、災害救助費のうち、備考欄 1 番のみです。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) はい。なしと認め、続いて、95、96 ページ、下段の 6 款、農林水産業費です。質疑あれば許します。ありませんか。はい、宗像君。

○委員(宗像) ため池管理事業、ページ数は 268 ページですか。この中でまず、ため池調査、ため池管理者に対して適正管理のための調査を行ったとなっておりますよね。どのような調査を、どういうふうに、何箇所ぐらい行ったんですか。

○委員長(崎本) 建設部次長。

○建設部次長(門前) まず、地権者の方には、注意喚起等を行うために適正な管理をしていただくための文書通知を行ったのと、調査につきましては、ため池についてですね、これまでデータのなかった明飛池 1 件、一つの池と、残り、比較的住宅地に近い五つの池についての現況調査を行ったところでございます。

○委員長(崎本) はい、宗像君。

○委員(宗像) 調査、相手が分からないのにため池管理の調査を行ったと書かれてますが、どのような連絡事項を行ってるんですか。

○委員長(崎本) 建設部次長。

○建設部次長(門前) 調査につきましては、実際にはですね、安全性であるとか危険性調査等を行っております。で、所有者の分からない方につきましては、具体的に何かする

ことはできませんが、注視をしているところでございます。

○委員長（崎本）宗像君。

○委員（宗像）所有者が分からないのに注意喚起をどうやってやるんですかって、さっきから聞いとるんです。それから、これ多分、福山でため池事故の問題があつてからこういうのを進められているんじゃないかと思いますが、海田町で現在ある、町が把握しているため池の中で、そのような問題のあるような箇所については、実際にあったのかどうか。それと、それに対してどのような指導いうか、対策を行ってきたのか御説明願います。

○委員長（崎本）建設部次長。

○建設部次長（門前）注意喚起につきましては、確かに所有者の分からない方以外の方、所有者が分かっておられる方についてしております。それと、危険性の高いため池というのは海田町にないとは考えておりますが、ただそのほかにつきましては、ため池についてですね、できるだけ廃止ということもありますので、県とですね、連携を取りながら、廃止等を行って進めているところでございます。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）いいですか。はい、なしと認めます。続きまして、97、98 ページ。質疑があれば許します。はい、宗像君。

○委員（宗像）272 ページ、ひろしまの森づくり事業。これ、鳥獣被害が激しい地区で放置林の伐採を行い、バッファゾーンを整備しました。場所とバッファゾーンの整備とは、ちょっと説明いただければ。

○委員長（崎本）はい、建設部次長。

○建設部次長（門前）まず、場所についてなんですが、石原地区、東、三迫地区、3 か所でございます。また、内容につきましては、いわゆる昔の里山に近い状態ということが理想だと考えられます。その中で、幹周囲 30 センチ以上のものは残して、それ以外のものについて伐採してですね、バッファゾーンを整備したというものでございます。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）バッファゾーンがどういうものですかとお聞きしとるのに、バッファゾーンを整備した言われたら理解できないんですが。

○委員長（崎本）建設部次長。

○建設部次長（門前）すいません。あの、ちょっと説明が悪かったんですが、ですから、  
いわゆる、そういった放置林をですね、30センチ以上のは残して、それ以外のものは切  
ることによって、いわゆる鳥獣被害、そういうことを防止するためのものでございます。

○委員長（崎本）宗像君。

○委員（宗像）要は、見通しを良くして、間伐を全部していくということでもいいんですか。

○委員長（崎本）はい、建設部次長。

○建設部次長（門前）はい、そのとおりです。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら 99、100 ページ、土木費から全てです。質疑があれば  
許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、101 ページ、102 ページ、全てです。はい、宗像君。

○委員（宗像）道路施設等管理システム整備事業、293 ページ。これ、よく下見ると、道  
路台帳電子化業務ですよ。実際にこれが、住民サービスの向上にどの程度つながった  
のか。これ、目的と成果に、円滑に住民サービスの向上を図るためとなっておりますよ  
ね。道路台帳そのものっていうのは、道路を管理するための町の内部資料のためだろう  
と僕は理解しておりますが、それがどのような形で住民でサービスに、明確に、どうい  
うのかな、目に見えてつながってるのか、その部分の御説明願います。

○委員長（崎本）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）今の御質問ですけれども、今までは、紙で管理をしていた道路台帳  
を電子化しまして、ソフトウェアで、手元のパソコンで見えるようにさせていただきました。  
その結果、わざわざ紙を開いてですね、参照することなく、手元のほうでスピー  
ディーに道路の状況、道路区域の状況というのを相手方さん、窓口で伝えることがで  
きるようになった点について、改善されたということです。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）台帳そのものっていうのは、常に住民に公表させるようなもの。ほとんど、  
一部、見たとしても、ごく一部の方じゃないんです。広く住民サービスの向上とはちょ  
っと違うような気がするんですよ。だから、成果として、これちょっと言葉として、ち  
ょっと不適切じゃないんですかっていうのがちょっと言いたかったんですが、どうなん

でしょうか。

○委員長（崎本）はい、建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）町の区域がどういった場所にあるかっていうのを確認されたいであったりとか、確かに事業者も多いんですけども、いろんな、例えば、道路で陥没が発生しているとか、それとはちょっと境界付近で、どっち、道路なのか道のか分からないところでそういうことが発生したとき、そういうふうな連絡を受け取ったときにですね、スピーディーにそれを判断させていただく、もちろんこれはホームページとかで公表してるものではなくて、問合せに対応する点で、住民サービスの向上が見られたということです。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。玉川君。

○委員（玉川）はい。説明書のほうの 294 ページ、町道の管理事業の中で、凍結防止剤のほう購入しているというふうに書いてあるんですけども、町内のどこにどれぐらい置いてあるのか、お願いします。

○委員長（崎本）建設部長。

○建設部長（久保田）町内の至るところ置いておるんですが、三迫とか東地区、その辺を中心にですね、町内 56 か所、73 袋ほど設置をしております。

○委員長（崎本）はい。玉川君。

○委員（玉川）あと、301 ページ、仮称町道 143 号線道路改良事業の 2 年度末の整備率と完成予定の年度、そして、用地取得率はどのようになっているか、お願いします。

○委員長（崎本）はい、建設部長。

○建設部長（久保田）はい、整備率は 44.3 だったかな、45 パーセント弱でございます。完成予定年度は、順調にいきますと、令和 5 年度末の完成を予定しております。用地のほうはもう既に 100 パーセント取得をしております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なしと認めます。続きまして、103、104 ページ、全てです。富永君。

○委員（富永）空き家等対策事業、説明書の 304 ページ。こちら、空き家対策講演会を開催って書いてありますが、参加者が何名いてどんな反響があったのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。これについて、参加者は、まず 28 名ほどいらっしゃいました。

で、題目といたしましては、今しておくわが家の整理ということで、家財整理等について、いわゆる空き家の予防対策についてやりました。それで、皆様からの反響は、やはり身近に感じた、やはり今の時期から、空き家未然に防止するためには子どもたちに迷惑かけたらいけないということで、そういう意味で、十分、意識啓発につながったものと考えております。

○委員長（崎本）ほかにございますか。はい、宗像君。

○委員（宗像）都市計画総務費の西浜交差点改良事業。これ、発注されて多分計画を作られていると思うんですが、その計画そのものは、できておるんであれば、公開いうたらおかしいんですが、議会に対して説明を行うべきだと思うんですが、これもう完全に、ある程度計画は上がったんですかどうか。

○委員長（崎本）はい、建設部次長。

○建設部次長（門前）はい、今、御指摘のようにですね計画はできておりますので、また皆様方に御説明をさせていただけたらというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）当然にこれ計画できたということは、県道管理者の広島県、それから警察関係と、ほぼ協議も終わったというふうに考えていいんですね。

○委員長（崎本）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。県、警察も協議は終えております。

○委員長（崎本）ほかにございますか。はい、前田君。

○委員（前田）立交事業でね、これ、ようけ使うとるようなが、主に、今どういうことをやっとするんかちょっと聞きたい。

○委員長（崎本）建設部次長。

○建設部次長（門前）連立に関しましては、鉄道の設計、それとあと維持管理に関するものなどでございます。それに対する負担金でございます。

○委員長（崎本）ほかにございますか。はい、玉川君。

○委員（玉川）先ほどの皆さんののに追加なんですけど、一つ、空き家対策、説明書の 304 なんですけども、今後の対策についてっていうのは、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（崎本）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。やはり海田町の場合は、空き家といえますか、そういった流通とかいうのは、結構、比較的スムーズだと思います。ただ、空き家につきましては、

やはり事前に、そういうふうにならないような予防対策が一番大事だというふうを考えております。なお、仮にも空き家になった場合でも、適正な維持管理ということですね、その辺について、今後とも意識啓発をしっかりと行ってまいりたいとこのように考えております。

○委員長（崎本）はい、玉川君。

○委員（玉川）説明書の 303 ページになるんですけど、新畝橋の整備事業なんですけども、この基本設計っていうのはどのような内容だったのかっていうことと、着手工事完成の予定年度を教えてください。

○委員長（崎本）建設部長。

○建設部長（久保田）基本設計でございますので、橋の架ける位置、仮設の位置ですね、それと橋の長さ、そういった基本的な構造と場所ですね、それを決めさせていただきました。橋の位置はもう御存じかと思いますが、今の都市計画道路、畝曾田線からまっすぐ瀬野川を渡河した部分に架ける予定でございます。橋の長さは 69 メーター、幅員は 12 メーターだったと思います。で、工事の着手でございますが、順調に設計等いけば、5 年度から着手できればと思っております。完成は、令和 10 年代の前半を予定しております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なかったら、105、106 ページをお願いいたします。下段の国土調査費を除きます。玉川君。

○委員（玉川）はい。106 ページの海田総合公園の整備事業についてなんですけれども、説明書は 314、現在、2 期の整備というふうに書いてあるんですけども、この整備自体はいつ完了するのかということと、現在、利用をすることができてないキャンプ場っていうのはいつから利用できるのか、お願いします。

○委員長（崎本）建設部次長。

○建設部次長（門前）まずですね、いつ完成するかということなんですけど、これについては令和 7 年度末を目標に現在整備を進めているところでございます。なお、キャンプ場につきましては、現在の工事の関係で、使用できないこととなっておりますが、来年度以降、その辺の工事の状況を慎重に見極めながら、再開のほうは検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なければ、107、108 ページの消防費を除くです。全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、123、124 ページに進みます。災害復旧費、全てです。

次のページも含みます。はい、下岡君。

○委員（下岡）土木施設災害復旧費なんですけれども、説明書の 430、431 ページ、まず、道路橋りょう災害復旧費なんですけれども、2 年度で、支出済額が 1 億 9,700 万に対して、繰越明許が事故繰りを含めてですね、2 億 3,300 万繰り越されてる。これ、430 ページにも説明資料がありますけれども、令和元年度の実施事業が 1 億 9,500、2 年度で 1 億 9,700、令和 3 年度への繰越しが 2 億 3,300 万、ね。御存じのように、災害復旧、西日本豪雨災害は、3 年度で復旧するという予定で入っておるわけだし、実際に 2 年度でこうなるとるわけなんですけれども、果たして令和 3 年度でね、2 億 3,300 万いうたら、できるのかどうなのかということなんですけれども、これ、ちょっと、令和 2 年度までの工事が思いどおりにいってないんじゃないです。まず、そこはどうなんです。

○委員長（崎本）建設部長。

○建設部長（久保田）はい。予算費目は確かにそのように御指摘受けると思います。災害復旧、インフラ強靱化ではなくてですね、災害復旧のほうについては、予定どおり今年度中の完成を目指したいと考えております。あと、災害、インフラ強靱化のほうでございしますが、こちらについては、今年度ちょっと過ぎるかも分かりませんが、できるだけ早い時期に着手して完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長（崎本）下岡君。

○委員（下岡）令和 2 年度の当初予算で 1 億 5,000 万組まれてるわけですよ。ね。それ、ほとんど今、部長が言うように、やってないから、ほとんど丸々、令和 3 年度、繰り越されてる。だけど、令和 3 年度までにやらなければ、令和 4 年度に繰り越したら今度は事故繰りですよ。事故繰り。例外的な処置ですよ。ね。これが現時点でですね、令和 2 年度から始まって、もう半分、令和 4 年度まで入れてもですよ、半分近く経ってるわけですよ。果たして現実的にどうなのかということなんですけれどもですね、まだ現時点で、1 億 5,000 万の工事の一部さえですね、まだ発注されてないわけでしょ。これ、ちょっと問題じゃないです。どういう認識なのか、ちょっとお尋ねします。今、インフラ強靱

化を除けたら、全部やりますと、ね。インフラ、今の1億5,000万除けたら、ほかの災害復旧は、令和3年度、来年3月までに全部やりますというて、今、部長言ったんですよ。その2点。インフラ強靱化と、それ以外の災害復旧は、完全に来年3月までにできるのかどうか。

○委員長（崎本）はい、部長。

○建設部長（久保田）はい。まず災害復旧に関しては、今年度中の完成を最大限目標にして頑張っていきたいと思います。インフラ強靱化については、順番としては、まず災害復旧が先でございますので、まずそちらのほうを優先して取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。下岡君。

○委員（下岡）河川災害復旧費も、431ページにあるようにですね、令和元年度5,800万、令和2年度1億2,000万、これに対して繰越しがですね、繰越明許が1億9,400万、令和元年度と2年度足した金額よりももっとでかい金額が、令和3年度繰り越されてるわけですよ。この河川についてもですね、令和3年度、来年3月までには、これ、インフラ強靱化というのはないわけだから、確実にできる見通しが立ってるんです。

○委員長（崎本）建設部長。

○建設部長（久保田）はい。1日も早い災害復旧、インフラ強靱化に向けて最大限努力させていただきます。

○委員長（崎本）玉川君。

○委員（玉川）すいません、それに付随してなんですけど、現在、進捗率っていうのはどれぐらいなのでしょう。

○委員長（崎本）建設部長。

○建設部長（久保田）災害復旧工事に限定して申し上げますと、約7割が完成しております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。佐中君。

○委員（佐中）一番下の災害復旧の問題で、奥之谷の河川の改修の問題で、計上されて、この前の議会、これはもう、改良するための、そういう補正をしたんですが、そのときの私の質疑の中で、下からやっつけとか言うたんですね、そしたら、高架の事業を勘案しながら進めていくという答弁だったんですが、私は、この前みたいな災害が起きたら、JRだって止まるんじゃないかなという、ああいうね、だから下からやっていくために、

J Rと再交渉しながら、恐らく、J Rは黙っとらんと思う。あれだけ止まったら、あそこだけがね、大きな工事のために、山陽本線が止まってくような状況なんで、特別な措置がとれるんじゃないかなっという感じがするんですが、高架になるまで20年かかる。それまでに何が起きるか分からない。私は、特別にそれをね、やるべきだと。一定の改良はできて、水量の容量も、一定の計算上はいいんかも分からんけども、しかし、考えられないことがいっぱい起きてくるわけで、その辺はどうなんかな。お尋ねします。

○委員長（崎本） 部長。

○建設部長（久保田） はい。ちょっと、議会のときと同じ回答になるかもしれませんが、やはり平成30年のときと、ちょっと周辺の状況が変わっております。一つは、奥之谷川のえん堤が完成したこと、それと、我々が取り組んだ奥之谷の改修工事で、前回、被害が一番大きかったあの狭い断面のところの改修が終わったこと、この2点によって、平成30年度の雨が降ったとしても、この前と同じような被害の発生がないと考えておりますので、言われるように本来下流からやるのが確かにそうでございますが、いろんなそういった連立のこともございますので、今回のほうは、まず上流のほうからやって、最低限、住民の皆様のですね、安全、不安の解消に努めていきたいということで、施工方法を今回のように提案をさせていただいております。

○委員長（崎本） 部長。これ、一般質問と同じような答弁されますがね、令和2年度の決算でございますのでね、そこのほう、ちょっとわきまえてください。そのほかに質疑は、質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） なしと認めます。以上で歳出を終わります。その他、建設部の一般会計の質疑漏れ等があれば発言を許します。

○委員長（崎本） はい、宗像君。

○委員（宗像） 自転車の整備の関係のところなんです、歳入で、去年から相当収入落としてますね。本来は、当初これ、値上げしたときに、赤字にならないように、それからもう一つは、今、駐輪機を設置するその費用を捻出するために上げたというんですが、今、去年のを見るとマイナスになっとるんですが、その辺は今後大丈夫ですか。マイナスになった理由も分かれば教えてください。

○委員長（崎本） 建設部次長。

○建設部次長（門前） はい。今回はですね、コロナの関係で減収いたしております。今後

のことにつきましては、その収支の状況を見極めながら、どのように対応するかというのは検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で、建設部の一般会計審査を終わります。続いて、公共下水道事業特別会計に入ります。歳入からでございます。132、133 ページ、全てです。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。134、135、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。なしと認めます。続いて、歳出に入ります。136、137 ページ、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。138、139 ページ、全てです。玉川君。

○委員（玉川）はい、今回、事故繰越しっていうのがあるんですけども、説明書でいうと451 ですね。これ、今回、事故繰越しっていうのが上げられているんですけど、今後完了の見込みというのはあるんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（木村）こちらの事故繰越しにつきましては、新町稲荷町地区の浸水対策の工事を繰り越させていただいているものでございますけれども、今現在、工事発注をしております排水ポンプの工事については、今年度内の完了に向けて、今、進めさせていただいております。もう1 個、事故繰越しではない、繰越しのほうがございます。こちらは、新町にあります雨水の幹線を改良するものでございますが、今現在、入札不調が5 回続いておりますので、ちょっとその状況を見定めながら、本年度内にできるかどうかということも含めてですね、今後も引き続き努力してまいりたいと考えております。

○委員長（崎本）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、質疑なしと認めます。以上で歳出を終わります。その他、公共下水道事業特別会計全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で、公共下水道事業特別会計の審査を終わります。

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）ここで、認定第2号、令和2年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。質疑は一問一答で行います。水道事業会計決算書を御用意ください。いいですか。ページにしたがってまいります。決算書の4ページ、5ページについて質疑があれば許します。ありませんか。玉川君。

○委員（玉川）これ、全般のことなんですけれども、前年度に比して、事業収益っていうのが増加しているところなんですけれども、令和2年2月から水道料金のほうが値上げされておりますが、この2月、3月、値上げしたことによる効果というのは、検証してるんでしょうか。あと今後の見通しはどうかについてお願いします。

○委員長（崎本）はい。上下水道課長。

○上下水道課長（木村）はい。まず事業収益の増加につきましては、コロナによる巣ごもり需要と思われる一般家庭での水量の増加が主なものでございます。水道料金の改定につきましては、令和2年9月の定例会に議案を出させていただいて、改定自体は令和3年4月からの水道料金でございますので、今回の分には含まれておりません。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。続いて、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。なかったら、8、9ページ。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）10、11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）12、13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。その他、水道会計全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。水道事業会計の審査を終

いたします。ここで暫時休憩をいたします。再開は 13 時。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 36 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。 それでは、認定第 1 号、令和 2 年度決算の認定に戻り、教育委員会の審査を行います。質疑は一問一答方式で進めてまいります。執行部におかれましては、挙手の際には職名を名乗っていただきますと思います。的確かつ簡潔に答弁してください。また、上着は脱いでいただいても結構でございます。なお、体調管理には十分気を付けてください。 それでは、審査を行います。歳入からでございます。まず、15、16 ページ、下段の第 4 目、教育費負担金のみです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） なければ、19、20 ページ、下段の 6 目、教育施設使用料のみです。質疑があつたら許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい、なしと認めます。 それでは、21 ページ、22 ページ、前からの教育施設使用料の続きです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） それでは、なしと認め、33、34 ページに進みます。 7 目、教育費国庫補助金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい、なしと認めます。 続きまして、43、44 ページに進みます。 5 目、教育費補助金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい、なしと認めます。 続きまして、45、46 ページ、中段の 5 目、教育費委託金のみです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） ありませんね。 はい、 それでは、49、50 ページ、3 項、雑入です。 2 目の雑入は、備考欄、4 番と 7 番です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい。なしと認め、次へ行きます。51 ページ、52 ページ、雑入の続きで、備考欄、9 番、10 番と 18 番と 25 番です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、53、54 ページ、雑入の続きで、備考欄、37、38 番です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、57 ページ、58 ページに進みます。下段の 4 目、教育債です。次のページも含まれます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続いて、歳出を行います。109、110 ページ、下段の 10 款、教育費でございます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）111、112 ページ、全てです。はい、富永君。

○委員（富永）4 番、外国籍児童対応事業でございます。説明書は 351 ページ、こちらで、対面での通訳時間が減少しましたとあるんですけれども、毎年この事業は、中学校も小学校も 10 時間以上やっぱり必要とされていて、コロナで学校がお休みになったとしても課題はたくさんあったと思うので、子どもたちに必要ではなかったかなと思うんですけれども、そういった子どもたちの対応はどのようにされたんでしょうか。

○委員長（崎本）教育次長。

○教育次長（森山）外国籍対応事業、通訳についてでございますが、基本的にはですね、講師の方が学校への来校を御遠慮されたという状況でございます。コロナに対する対応の、感染対策というところもありまして、この状況の中で、文章の翻訳のみという対応で、この時間数になっております。

○委員長（崎本）ほかにありませんか。玉川君。

○委員（玉川）3 番の青少年サポート事業と下のほうの小学校特別支援教育事業、両方とも同じような質問なので、併せてお聞きしたいんですけれども、それぞれの適応指導の指導員、そして、小学校のほうだと介助員というのがあるんですけど、この方々、資格と、あと、心理の専門性がある方がいるのかどうか、お願いいたします。

○委員長（崎本）学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（立田）適応指導教室の指導員、それから教育相談員について、資格なんですけれども、適応指導教室の指導員は教員免許を持っております。教育相談員は、教員免許は持っておりません。以上です。

○委員長（崎本）教育次長。

○教育次長（森山）すいません、改めさせていただきます。まず、適応指導教室指導員につきましては教職員免許を持った者が採用されております。教育相談員につきましては、現状として、人についてはですね、教職員の免許を持っておるんですけれども、それを対象として採用はしていないということでございます。それから、介助員につきましては、条件等を課してはおりません。併せて心理の資格等については持ち合わせておりません。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。はい、玉川君。

○委員（玉川）8番の心の元気を育てる地域支援事業についてなんですけれども、ここに、講師謝礼というふうに書いてあります。資料の357ページです。こちらに、講師謝礼というふうに書いてあります。主な事業内容のところには、あいさつ運動、クリーン活動、栽培活動を実施したというふうに書いてあるんですけど、コロナでなかなかこう活動が行われてない状況の中で、この講師謝礼というのは、どのような方にどのようなものに対して支払われたものなんでしょうか。

○委員長（崎本）教育次長。

○教育次長（森山）講師謝礼につきましては、道德の授業とですね、体験型の道德授業という形になっておりますので、大学の教授を招へいしまして研究授業のほうで講師謝礼として払っております。

○委員長（崎本）はい、玉川君。

○委員（玉川）それについては、ここの記載漏れということでよろしいですか、報告書のほうの。

○委員長（崎本）教育次長。

○教育次長（森山）研究授業につきましてこちらに記載してないことにつきましては、記載漏れということでございます。申し訳ございません。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。続きまして、113、114、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）ありませんか。はい、なしと認めます。続きまして、115、116 です。ありませんか。はい、大江君。

○委員（大江）381 ページの生徒遠征費助成事業ですけども、この遠征費用がその他とかなっていますけども、その他遠征費の助成ってなって、ここに28万6,000円ありますけども、これはどのような大会に出て、一つ一つの予算はどのようにされたんでしょうか。

○委員長（崎本）教育次長。

○教育次長（森山）まず、その他の説明でございしますが、そちらに書いてありますように、全国大会とか中国大会以上ということで、その他につきましては安芸郡の大会ということで整理をしております。それから基本的にはですね、公共交通機関を使った場合の実費の旅費又は遠征が遠い場合にはバスを借り上げたりしての補助となっております。

○委員長（崎本）分かりました。大江君。

○委員（大江）そういうものも少し詳しくここに記載してもらいたいんですけど。

○委員長（崎本）はい、教育次長。

○教育次長（森山）はい。今後の、更に詳しい記載ということで、変更させていただきます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。石橋君。

○委員（石橋）371 ページ、390 ページ、児童のICT機器の活用についてなんですけれども、分かる方と分からない方が出てきてるんじゃないかと思いますが、その補助員としての採用はありましたでしょうか。

○委員長（崎本）教育次長。

○教育次長（森山）はい、分かる方、分からない方というところで、恐らく職員のICTの機器の活用についての御質問だと思います。今年度また昨年度につきましては、ICTの支援員を、昨年度は県費のほうで採用しまして、6校に1人配置をしているところでございます。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）いいですか。はい、なしと認めます。続きまして、117 ページ、118 ページをお願いいたします。質疑ありますか。はい、富永君。

○委員（富永）文化団体助成事業で、説明書が397 ページ、こちら、はじめて音楽会のこ

とを書いてあるんですけれども、上の段のところの説明と成果のところ、乳幼児から音楽に親しむ機会が提供されましたとあるんですけれども、こちら、対象は乳幼児だけでよろしかったんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）対象は全部でございます。

○委員長（崎本）対象は皆。はい、富永君。

○委員（富永）乳幼児はどれぐらい参加されたんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）申し訳ございません。その割合というのは、参加者が48名という数字は持っておるんですけど、その内訳の数字につきましては、今持っておりません。

○委員長（崎本）いいです。はい、富永君。

○委員（富永）じゃ、この成果に書かれてる乳幼児から音楽に親しむ機会が提供されましたとあるんですけれども、こちら、分からなかったら、乳幼児から提供できたかどうかは分からないと思うんですけれども、大体、どれぐらいいらっしゃったかとかも分からないんですか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）申し訳ございません。ここで間違ったことを言ったらいけませんので、分かりません。

○委員長（崎本）富永君。

○委員（富永）分からなかったら、ここ、音楽に親しむ機会、乳幼児からというふうには、成果としては言えないかもしれないんですけど、その辺は、これからきちんと把握されればいいのかとは思いますが、きちんと把握、これからされますでしょうか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）すいません。そこら辺も今度アンケートなどを取るなどして、統計のほう取っていきたいと思います。

○委員長（崎本）ちょっと、すいません。決算ですのでね、ここへ出てきて分からないちゅうことはないと思いますが、暫時休憩してでもいいんじゃないから。その数字は分かりますか。分かったら暫時休憩いたしますが。決算じゃから分からないことを出す訳にいかないと思いますが、教育長、どうします。暫時休憩。はい、教育長。

○教育長（佐々木）すいません、データを持ち合わせていないので、申し訳ありませんが、

休憩をいただけますでしょうか。

○委員長（崎本）はい。それでは、暫時休憩といたします。10 分ほどで出ますか。はい、再開は。13 時 25 分。

~~~~~○~~~~~

午後 1 時 1 5 分 休憩

午後 1 時 2 2 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）休憩前に引き続き委員会を再開いたします。答弁からお願いします。生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）大変失礼いたしました。10 名でございます。

○委員長（崎本）それから、町長、執行部の皆さんでね、決算でありますのでね、ここに載っておる数字ぐらいは答弁ができるようにきちっと教育してください。はい、宗像君。

○委員（宗像）公民館、海田東公民館管理事業と、これ、あとの織田スクエアの管理事業にも関連してくるんですが、主な事業の内容のところ、新型コロナウイルスにより臨時休館及び臨時制限を実施しました。このように書かれとるんですが、その上には、快適で利用できる環境を提供することができたと、相反すること、どちらが正しいんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、海田東公民館長。

○海田東公民館長（吉川）新型コロナウイルスの感染症対策により臨時休館等で一時利用できないときはありましたが、開館したときには来館者が快適に来ていただけるように、ロビーのレイアウトとかを変えて過ごしやすい空間を整備いたしました。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）ということは、開館したときには、例年よりもっと良い、快適な環境を作ったというふうに理解できるんですが。ちょっとそうは、例年と変わってないのに、逆でしょ。そうなったら。快適な空間じゃないでしょう。じゃけ、休館しとるときは別に、開館時は例年以上のものに変えたというふうに理解していいんですね。

○委員長（崎本）はい、海田東公民館長。

○海田東公民館長（吉川）はい、その臨時休館の間に、普段利用中には整理できなかった図書室のレイアウトを変えたりとか、ロビーの机を、配置を変えて、来やすい明るい雰囲気にしたりとか、物品の整理等をしたりして過ごしやすい空間の環境整備いたしました。

た。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、宗像君。

○委員（宗像）それならば、これ、決算ですから、そのようなことをきちんと、逆に、休館したときに、こういうことをすることによって、それをきちんと報告するんが、これ、決算の成果と実績じゃないんですか。それをしっかりと、さっき委員長が言われた言葉じゃないですが、しっかりと言葉を選んで、分かるように、また、できたことは、ちゃんと資料をもって説明してください。いいですか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）はい。今言われたことを、今後、そういう意見がございましたので、そこら辺を勘案しながら、成果のほう、今度、作り直していきたいと思っております。

○委員長（崎本）はい、しっかりやってください。はい、ほかにございませんか。はい、兼山君。

○委員（兼山）仮称海田町文化スポーツ協会補助事業で、資料は 398 ですが、これ、一つの組織とすることで、狙いがあったんでしょうけど、どんな効果を期待したのかということと、3月1日設立されてるんで結果はちょっとまだあれですけど、どんな効果を期待したもので一つにする理由があったんでしょうか。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）やはり、例えばスポーツ部門で言いますと、誰もが、町民の皆さんが気軽に楽しめるスポーツ環境を作るということ、また文化関係で言いますと、やはりいろいろ散らばっていたものを一つに取りまとめて、海田を文化のまちとして発展させていくことを狙いとして、文化スポーツ協会、これは社会教育委員会のほうからの答申もございましたけど、そういうことを踏まえまして今回、昨年の3月の1日に一般社団法人として設立したものでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、119、120 ページ、はい、小田君。

○委員（小田）備考欄5のブックスタート事業についてでございます。説明書の406 ページ、これは、こちらが、この本というふうに決めて、それを、対象者にお配りする、あるいは去年は郵送でしたけれども、そのように送ると考えてよろしいでしょうか。

○委員長（崎本）はい、図書館長。

○図書館長（片岡）はい。今、議員のおっしゃいましたとおり、ブックスタートにつきましては、本は、図書館の職員が選書をしております。各家庭ですね、乳幼児の家庭、1世帯に1冊ずつですね、現在のところ民生委員が乳幼児の訪問を中止しておりますので、その間、郵送で配付しております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認め、続きまして121、122ページ、教育費、全てです。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。以上で歳出を終わります。その他、教育委員会関係で質疑等があれば発言を許します。はい、兼山君。

○委員（兼山）122の織田幹雄顕彰事業で、424ページを読んだところ、織田幹雄記念国際大会で、新たに創設して、織田幹雄賞という表彰の準備をしたということなんですけど、これ、陸上競技大会ですから単純に順位が決まるわけなんですけど、織田幹雄賞というのは、織田幹雄国際記念大会で織田幹雄賞を与えるというのは、1番に与えるんですか。そのイメージを、ちょっと、ちょっとイメージできなかったもので、どういう事柄でこれをしたとかっていうのを、お答えいただけますでしょうか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）これにつきましては、令和2年度のほうは中止になりましたけど、令和3年度実施をしております。これにつきましては、男子三段跳びの優勝者の方に織田幹雄賞というのを差し上げております。

○委員長（崎本）はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で、教育委員会の審査を終わります。ちょっと総務部長、資料等の請求は、あれはいつするん。丹羽部長。

○総務部長（丹羽）皆さんのボックスに配付いたします。

○委員長（崎本）あとボックスのほうへ配付するようですので、以上で教育委員会の審査を終わります。暫時休憩しますので、執行部の方は御退席ください。

（執行部退席）

○委員長（崎本）休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。まず、認定第１号、令和２年度決算の認定についてを討論をいたします。討論がありますか。はい、反対討論があるようです。これより討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中君。

○委員（佐中）簡単に討論を行います。令和２年度決算の認定について。認定第１号について、反対討論を行います。簡単に行いますけれども、コロナの問題や災害の問題で、かなりのエネルギーを執行部は費やしております。それ以外にも、いろんな問題で、県内でも、有数なランクに入るような執行をされております。しかし、国や県の言いなりになり、町民の目線で見ると、予算もそうですが、決算も、次の理由で、反対の討論を行います。まず、2020年の令和２年３月３日、西田祐三町長に対する問責決議案を可決しております。議員２人から提出された問責決議が、採決の結果、賛成多数で可決をされております。内容については省きます。また、2021年２月２日には、海田町長に対する問責決議を可決をいたしました。西田町長の５年間の業績を評価すれば、パフォーマンス、これも内容についても省略をいたしますが、議会は、令和２年３月定例議会において、今の、可決をいたしましたけれども、町長は、反省した様子もなく姿勢に変化はない。よって、町長自らの責任を果たすこと、更に反省を強く求めている内容です。また、一般会計においては、庁舎移転の費用で、移転場所は、県との用地取得契約において、県に瑕疵担保責任を求めない条項の契約を行い、その費用は１億３,100万円。そのうち、県から６,704万円の支援を受けて、先ほど補正予算を可決いたしました。私は、移転先場所の提案を行い、早期建設を、最優先を望み協力してまいりましたが、決算に当たっては到底認めることはできません。また、政治責任もあります。また、後期高齢者医療特別保険についても、令和２年度、３年度の保険料を引き上げる、75歳以上の保険料１人平均９万１,000円から、1,899円上げて９万２,899円に引き上げて執行しております。また国保についても、国保の納付金１,032円引き上げて、全国でもどこでも高過ぎる国保保険税に、住民の負担の限界になっております。議会が開かれる度に制度の改悪、値上げの連続となっている以上、これを改善する姿勢がなければ町政は良くならないというように感じます。以上の点を、簡単ですが述べて、反対討論をいたします。

○委員長（崎本）以上で反対討論を終わります。続いて、賛成討論がありますか。はい、賛成討論、小田君。

○委員（小田）４番、小田です。認定第１号、令和２年度決算の認定について賛成の立場から討論をいたします。令和２年度においては、都市計画道路中店小学校線の全線供用

開始のほか、小中学校情報通信ネットワーク環境の構築や児童生徒用タブレット端末の整備等に取り組むと同時に、新型コロナウイルス感染拡大への対策として、家計支援、事業者支援などを行っておられ、感染拡大防止及び地域経済対策に取り組まれておりました。本日の決算審査特別委員会の審議におきましても、令和２年度予算が適法適正に執行されたことが認められました。つきましては、令和２年度決算に賛成をいたします。委員の皆様におかれましては、冷静な御判断の上、令和２年度決算に賛成くださいますようお願い申し上げます。以上で賛成討論を終わります。

○委員長（崎本）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。これより、認定第１号、令和２年度決算の認定について採決をいたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり認定するものと決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（崎本）はい、着席ください。起立多数と認めます。よって、認定第１号については、原案のとおり認定するものと決します。ただいま、下岡委員ほか１名から、認定第１号、令和２年度決算の認定に係る附帯決議が提出されておりますので、この件を議題といたします。附帯決議案をただいまから配付いたします。

（附帯決議案配付）

○委員長（崎本）はい。この附帯決議案について、提出者より説明を求めます。下岡委員。

○委員（下岡）決議案を読み上げて提案理由とさせていただきます。令和２年度一般会計歳入歳出決算のうち、土木施設災害復旧費において、過大な繰越明許費が計上されている。道路橋りょうと河川の災害復旧費を合計すると、令和２年度の支出済額３億１,７５６万５,０００円に対し、事故繰越しを含めて４億２,７５０万円が令和３年度に繰り越されている。平成３０年度の西日本豪雨災害の復旧工事は３年以内に終わるを基本方針としてきた。特に、令和２年度の工事進捗状況はひどかった。そのために、令和３年度中に、災害復旧工事が完了するかは大いに疑問である。三迫川と唐谷川沿い町道復旧工事を町外の１業者が施工しているが、遅々として進まない。当初は、町道１３７号線や６号線の末端部は、別の町外業者が担当していたが、完了を待たず一部区間の契約を解除したために、未完了箇所が残った。今年７月の大雨でまたそこが壊れて、仮復旧の手間がかかるの悪循環になっている。工事業者がいないので仕方がないで済ませるのではなく、中小

の工事業者をかき集めてでも、予定どおり災害復旧工事完了を目指すべきである。西ノ谷川支川上流には、県が砂防ダムの建設を決めており、来年夏には工事着工予定であり、町道6号線や137号線は、大型工事車両が通行を開始する。遅くともこの時期までには復旧工事を完了させる必要がある。執行部は、町長を筆頭に総力を挙げ、全力で災害復旧工事に取り組むよう強く要望する。以上決議する。令和3年9月7日。決算審査特別委員会。以上です。

○委員長（崎本）はい、以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより採決を行います。お諮りいたします。認定第1号、令和2年度決算認定に係る附帯決議案について、案のとおり、附帯決議を提出することについて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）異議なしと認め、よって、案のとおり附帯決議を付することに決します。はい、続きまして、認定第2号、令和2年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について討論を行います。討論がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論なしと認め、討論を終結いたします。これより、認定第2号、令和2年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、採決をいたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり認定するものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、異議なしと認め、よって、認定第2号は原案のとおり認定するものと決します。この際、お諮りいたします。本委員会の審議結果の報告書については、委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、異議なしと認め、それではそのように決します。以上で、令和2

年度決算審査特別委員会を閉会いたします。長い間、慎重審議を御苦勞様でございました。ありがとうございます。

午後 1 時 4 4 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

決算審査特別委員会委員長

決算審査特別委員会副委員長